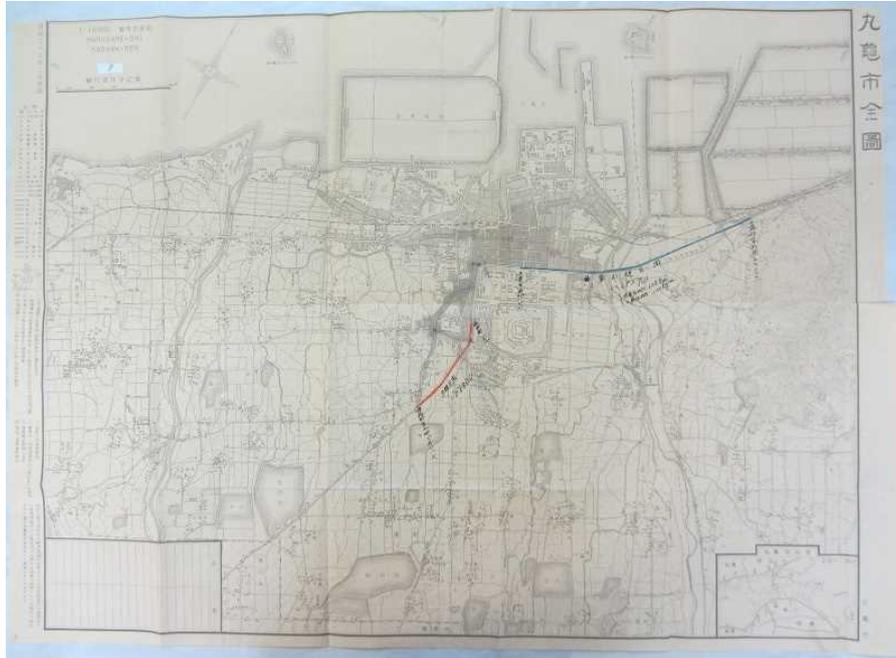


一級国道十一号線改良工事等の竣工に伴う仮引継ぎ箇所図（丸亀）
（昭和28年（1953年）10月）



現在、国土交通大臣が建設・管理を一括して行っている国道は、道路法が施行された当初（昭和27年12月5日施行）は、一級国道と二級国道に分かれていた。一級国道の新設・改良は、高度な技術力を要する場合などには建設大臣が行い、そうでない場合に都道府県知事が行うこととされていた。このため、国が行った一級国道の改良工事等が完了した時点で、その管理を県へ引き継ぐ手続きがとられていた。

(00004367)